

厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令案」について（概要）

令和 8 年 8 月

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

1. 改正の趣旨

○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）においては、

- ・ 国民の生存に必要不可欠であること等の要件を満たす物資について、特定重要物資として政令で指定し（法第7条）、
- ・ 特定重要物資及びその生産に必要な原材料等（以下「特定重要物資等」という。）の安定供給確保を図ろうとする者は、その取組に関する計画（以下「供給確保計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる（法第9条第1項）

こととされている。

○ 本年6月に公布された、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和8年法律第38号。以下「改正法」という。）により、法が改正され、法第9条第1項の認定を受けた者（以下「認定供給確保事業者」という。）は、供給確保計画の実施が困難となるおそれがある場合に、主務大臣に対して、関係者へ必要な協力を求めるよう申し出ることができる旨の規定等が追加された（法第11条の2）。

○ これを踏まえ、特定重要物資の安定供給確保のための関係者の協力に関する規定の整備を行うため、厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和5年厚生労働省令第8号。以下「省令」という。）の一部改正を行う。

2. 省令案の概要

（1）取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置の変更及び特定重要物資等の役務を取組の対象として追加する規定（省令第3条及び様式第1関係）

取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置として、特定重要物資等の需給がひっ迫した場合に当該特定重要物資等の供給の相手方及び用途等に係る必要な調整を行うための措置を追加する。

また、現行で定める「特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資等に資する設備投資、研究開発その他の措置」について、特定重要物資等の供給に不可欠な役務の供給能力が取組の対象となるよう改正する。

（2）特定重要物資の安定供給確保のための関係者の協力に関する規定（省令第8条の2、第10条及び様式第12の2関係）

改正法による改正後の法第 11 条の 2 第 1 項の規定による申出をしようとする認定供給確保事業者は、所定の様式による申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない旨を定めるとともに、当該様式を定めることとする（新設）。

また、省令第 8 条の 2 において定める取組の実施の支障時等の報告と併せて改正法による改正後の法第 11 条の 2 第 1 項の規定による申出を行う場合、状況が重複するため、当該取組の実施の支障時等の報告は不要となるよう改める。

（３）取組の実施に際して、自組織内及び調達先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、セキュリティ対策関連制度の活用に関する規定（様式第 1 関係）

取組の実施体制について、サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合、速やかに、厚生労働省を通じて内閣官房国家サイバー統括室にサイバーインシデントの報告を行う旨を確認事項として追加することとする。

また、取組方針への適合性の確保に関する事項として、取組の実施に際して自組織内及び調達先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、セキュリティ対策関連制度の活用を追加することとする。

4. 根拠条項

改正法による改正後の法第 9 条第 4 項第 4 号及び第 11 条の 2 第 1 項

5. 公布日、施行日

- 公布日：令和 8 年 9 月中旬（予定）
- 施行日：改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 9 月 18 日（予定））